（国有財産法施行令の一部改正）

第三条　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第二項第一号イ及びハ中「企業用財産」を「森林経営用財産」に改める。

第十一条第二号中「企業用財産である国有林野」を「森林経営用財産」に、「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第四号及び第八号中「企業用財産である国有林野」を「森林経営用財産」に改め、同条第十一号中「国有林野事業特別会計及び」及び「又は林業」を削る。

第十二条の四中「若しくは事業又は企業の業務」を「又は事業」に改める。

第十五条の三第二項第一号中「国の企業若しくは」を削る。

第二十一条各号列記以外の部分中ただし書を削る。

第二十三条ただし書中「第二条の国の企業に属するものその他」を削る。

（労働組合法施行令の一部改正）

第四条　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「若しくは国有林野事業（法第十九条の三第二項に規定する国有林野事業をいう。）を行う国の経営する企業」を削り、「同項に規定する特定独立行政法人職員」を「法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員」に改め、「又は国有林野事業職員（同項に規定する国有林野事業職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十三条の二第一項中「、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争」を削る。

第二十六条の二第一号並びに第三号イ及びロ中「又は国有林野事業職員」を削る。

別表第一備考を次のように改める。

備考　独立行政法人国立印刷局に関する場合は、静岡県の区域は、関東の区域に含まれるものとする。

別表第二備考を次のように改める。

備考　独立行政法人国立印刷局に関する場合は、静岡県の区域から静岡県の区域を除く。

（森林法施行令の一部改正）

第五条　森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項」を「国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項」に改める。

第六条第二号中「並びに保安林整備事業として実施される事業、防災林造成事業として実施される事業、保安林管理道整備事業として実施される事業及び特別会計に関する法律第百五十八条第五項第二号に掲げる事業」を「及び次に掲げる事業」に改め、同号に次のように加える。

イ　保安林整備事業として実施される事業

ロ　防災林造成事業として実施される事業

ハ　保安林管理道整備事業として実施される事業

ニ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う新設又は改良に関する事業その他当該災害復旧事業以外の事業であつて、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきもの

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項第一号中「給与特例法適用職員等（以下「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等（第三号において「特定独立行政法人職員等」に改め、同項第三号中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第七条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第十条を次のように改める。

（失業者の退職手当の支給官署の特例の適用を受ける職員）

第十条　法第十条第一項に規定する政令で定める職員は、特定独立行政法人の職員とする。

（国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正）

第八条　国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令

第一条第一項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第四項及び第五項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に改める。

第四条の見出しを「（特定独立行政法人担当委員会議）」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人等担当公益委員」を「特定独立行政法人担当公益委員」に、「、労働組合法第十九条の九第四項」を「、同項」に、「、法第二十五条」を「、同条」に改める。

第七条第二項中「特定独立行政法人等」を「特定独立行政法人」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第十条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

第五条第三項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第十一条の三の十一第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第四十五条第二項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の下に「（平成三年法律第七十六号）」を加える。

（職員の兼業の許可に関する政令の一部改正）

第十一条　職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

（小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令及び沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

一　小笠原諸島の復帰に伴う大蔵省関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百二号）第十九条第三項第三号

二　沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第六十四条第一項